

(7) 議員間の自由討議の実現については、議会改革運営ビジョン(平成24年3月22日決定)の規定により、以下の「議員間の自由討議の実現」のとおり確認する。

(平成24年8月21日の議会運営委員会決定)
(令和7年4月3日議会運営委員会で全部改正)

「議員相互間の自由な討議」の実現(改正案)

飯田市自治基本条例第22条第4項に規定する「議員相互間の自由な討議」(以下「自由討議」という。)を、飯田市議会会議規則第91条の2、第91条の3、第108条、第115条、飯田市議会予算決算委員会運営要綱第6条第8項に定めるもののほか、以下のとおり実施する。

1 自由討議の目的

合議体である議会として、議員同士での意見交換、対話による気づきにより論点や課題などに対する議論を深めるため、自由討議を実施する

2 自由討議の対象

(1) 議案審査

自由討議を行う案件は、原則として次のとおりとする。

ア 論点(争点)が明らかな案件

イ 問題が顕在化しており、議案としての熟度が低い案件

ウ 料金や使用料の値上げなどの市民生活に影響が大きい案件

(2) 請願・陳情審査

ア 請願又は陳情において論点(争点)が明らかな場合

イ 請願又は陳情を不採択とし、新たな意見書を動議により提出する場合は、必要に応じて、自由討議の実施を可能とする(趣旨採択もあり得る)。

(3) 行政評価

予算決算委員会全体会において、必要に応じて、全議員による自由討議を実施する。

3 議案審査における自由討議の手順

(1) 議案説明

(2) 議案に対する委員による質疑

(3) 委員長発議又は討議を望む委員による動議及び提案説明

(4) 委員会として動議の可否を決定

(5) 自由討議の実施

(6) 必要に応じて、執行機関側に対する質疑を実施

(7) 自由討議の再開

(8) 再質疑(必要に応じて実施)

(9) 討論及び採決

※議案審査における自由討議のイメージは、別紙「議案審査における議員間自由討議

のイメージ」のとおり。

4 議案審査における自由討議の運用方法

- (1) 委員が自由討議を求めるときは、委員会開催日の前日正午までに、論点（争点）を明らかにして動議を提出する旨を委員長に申し出る。
- (2) 委員長は、委員から自由討議を求める旨が知らされた場合は、論点など申し出の内容を全委員に周知する。
- (3) 修正案が提出された場合は、修正案の表決の際に自由討議を行うことができる。
- (4) 自由討議の過程で、理事者側への資料要求や参考人招致の合議が整えば、審査を中断し予備日等を使って審査を行う。
- (5) 自由討議は、公開で行うものとし、会議録の作成対象とする。
- (6) 自由討議と討論の違いを明確に定義し運用する。

5 請願・陳情審査と行政評価に係る予算決算委員会全体会における自由討議の手順

2で定める請願・陳情審査と行政評価に係る予算決算委員会全体会における自由討議の手順は、3で定める「議案審査における自由討議の手順」による。ただし、必要により手順を省略することができる。

6 政策的な課題に係る自由討議

政策的な課題に係る自由討議は、全議員参加型の「政策討論会」のプロセスを経るものとする。

7 自由討議の対象外

次の事項は自由討議の対象外とし、意見交換会と位置づける。

- (1) 所管事務調査
- (2) 予算決算委員会分科会における行政評価
- (3) 議会報告・意見交換会
- (4) タウンミーティング等における市民意見の政策への反映